

デリバリー等業態転換補助金

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う外出自粛要請等により、新たにデリバリー、テイクアウト又は移動販売を始める方に対し、初期費用の一部を補助します。

デリバリー
移動販売

上限 **20**万円

テイクアウト

上限 **5**万円

令和2年 **6月15日** 受付開始

令和2年10月30日受付終了

補助率 **3/4**

対象となる事業者

以下の要件を全て満たす方が対象です。

- 市内に主たる事業所を有する飲食業を営む方
- 令和2年4月1日までに開業した方
- 市税の滞納をしていない方
- 性風俗関連特殊営業または接客業務受託営業を行う事業者でない方
- 政治団体や宗教上の組織、または団体でない方

補助対象となる経費

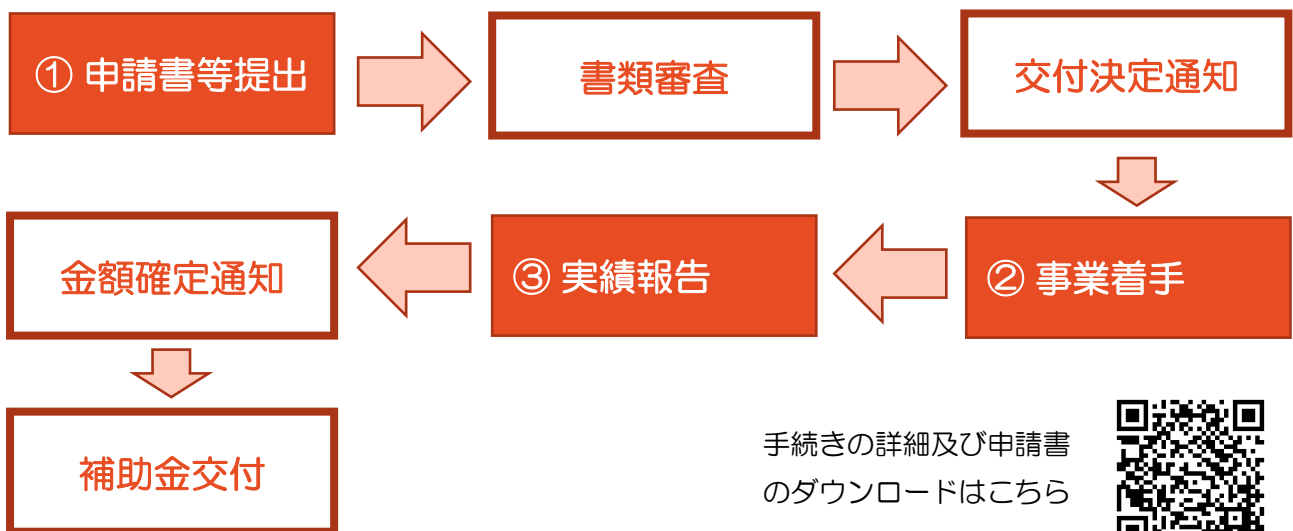
- 消耗品（容器類、梱包・包装資材等）
 - 通信運搬費（タブレット通信料等）
 - 車両費（配達用自動車等の車両借上料、移動販売用の車両改造に要する費用）
 - 広告宣伝費（チラシ・ポスターの印刷代、ホームページ作成料）
- ※4月1日～8月31日に事業を開始してから60日以内の初期費用が対象となります。
※自動車・バイク・自転車・タブレット、燃料費、食材等）の購入費は対象となりません。

申請に必要な書類

- 北本市デリバリー等業態転換支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 北本市デリバリー等業態転換支援補助金に係る収支予算書（様式第2号）
- 市税に係る完納証明書
- 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- 開業届の写し又は営業届出済証明書若しくは営業許可書の写し（個人の場合）
- 令和元年分の法人税確定申告書の別表一及び法人事業概況説明書の写し。
（法人の場合）
- 令和元年分の確定申告書Bの第一表及び第二表の写し（確定申告をしていない場合は、令和2年分の市県民税申告書の写し）並びに令和元年分所得税青色申告書の1ページ及び2ページの写し（個人の場合）
- デリバリー等を新たに開始したことがわかる書類（メニュー表、広告、Webサイト記事等）※すでに事業を開始している場合

主な手続きの流れ

- ① 必要書類をご用意のうえ、産業観光課窓口までお越しください。
- ② 交付決定通知が届きましたら、事業着手をお願いします。
- ③ 事業完了後に添付書類とともに、北本市デリバリー等業態転換支援補助金実績報告書（様式4号）を提出してください。



お問い合わせ先

北本市役所 産業観光課 商工労政・観光担当 ☎048-594-5530